

資料編の修正について

秋田市地域防災計画については、本編の内容を踏まえ資料編の修正を行うものです。

1 修正内容

このたびの秋田市地域防災計画第21次修正による本編の内容に基づき、これまで掲載している指定緊急避難場所・指定避難所に関する資料などを最新の内容に改めるほか、前回の見直し後に締結した協定関係の資料を追加するものです。

また、秋田県では、令和5年3月28日に津波防災地域づくりに関する法律（第53条第1項）に基づき、津波災害警戒区域を指定していることから、本市において津波浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を新たに資料編に記載するものです。

なお、資料編については、本編と併せて令和7年3月中に公表するものです。

2 主な修正項目

(1) 協定に関する資料

国や地方自治体と締結している相互応援に関する協定や、民間団体等と締結している生活物資等の供給等に関する協定のほか、指定公共機関等との協力に関する協定などについて、更新するものです。

(2) 災害の危険がある地域等に関する資料

土砂災害警戒区域等に指定されている区域などに関する資料について、更新するものです。

(3) 指定緊急避難場所等に関する資料

市が指定している指定緊急避難場所や指定避難所の資料について、更新するものです。

(4) 備蓄に関する資料

市と県が共同して備蓄している品目や市が独自に備蓄している品目について、更新するものです。

(5) 要配慮者利用施設に関する資料

市内における洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設を最新の状況に更新するほか、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設を新たに記載するものです。